

支部学術集会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人 日本栄養治療学会(以下、「本法人」という。)が主催する支部学術集会の適正運営について必要事項を定め、支部学術集会が適切にかつ合理的および経済的に運営されることを支援するものである。

(定義)

第2条 支部学術集会とは、支部規則で定義している支部(区域)で開催する毎年1回の学術集会を指す。運営は支部・支部学術集会事務局が行うが、事業の主管は学会本部とする。

(支部学術集会会長)

第3条 支部学術集会を運営するために、支部学術集会会長(以下、会長)を1名置く。

(会長の選任)

第4条 会長の選任は、支部世話人会が世話人の中から推薦し決定する。支部長は速やかに支部統括委員長に報告し、本法人の理事会の承認を受ける。

(会長の義務と任期)

第5条 会長は、支部学術集会開催にかかる業務を担当する。任期は、担当する事業年度の1年間とする。

2 会長に事故があったとき又は欠けたときは、後任者を支部世話人会が推薦し、本法人の理事会の承認を受ける。

3 支部学術集会の次期会長は、支部長に次期集会の内容・予算案を提出する。支部長はその書面を支部統括委員会へ提出し、理事会で審議する。またその結果は、支部統括委員会から支部長に報告する。

4 会長は、支部学術集会開催後は速やかに開催の概略を支部長・会計担当に報告し、支部本部会計報告提出期日もしくは終了後3ヶ月以内に支部統括委員会へ会計報告書を提出し監査を受ける。

(組織)

第6条 会長は、支部学術集会のプログラムを作成する。

2 支部長は、支部学術集会に関する報告書を本法人の理事会に提出する。理事会はこれを承認するが、必要に応じて説明を求めることができる。

(プログラム委員会)

第7条 会長は支部長と支部統括委員会の相談の上、必要と認められた場合には、プログラム委員会を設立することができる。

2 プログラム委員会構成員は本会会員であり、支部長および理事を含めることとする。

3 プログラム委員会は、支部学術集会のプログラムの企画、立案、運営など会長を補佐する。

4 会長は事前にプログラムの概要を支部長と支部統括委員会に報告しなければならない。

(開催日・会場・コンベンション会社の選定)

第8条 開催日ならびに会場は、会長が支部長・支部統括委員長・学会本部と協議のうえで決定し、支部長を通じて理事会に報告する。

2 支部学術集会は必要に応じてコンベンション会社に依頼することができる。コンベンション会社に依頼しない場合は、支部運営事務局の体制や人件費など含め別途相談とする。

3 コンベンション会社の選定は、支部長・会長で行い、支部統括委員長・学会本部へ報告する。

(参加・発表)

第9条 本法人の事務局に会員として登録したものは、参加費を納入することで支部学術集会に参加・発表を行うことができる。非会員も、参加費を納入することで支部学術集会に参加・発表を行うことができるが、非会員の発表には共同演者に会員を含むものとする。

2 提出された演題は原則として査読を行う。

3 会長は、支部学術集会終了後、学会本部へ参加者名簿を提出する。

(参加費)

第10条 支部学術集会に参加する者は、参加費を納入しなければならない。参加費は原則、会員は4,000円、非会員は5,000円とする。(事前参加登録をした場合は、会員は3,000円、非会員は4,000円とする。)

(発表の申込・著作権・二重発表)

第11条 支部学術集会で研究発表を行おうとする者は、会長の指定する期日までに研究内容等を所定の様式により申込みをしなければならない。

2 支部学術集会ともに発表内容や抄録に掲載される図表等の著作権は一般社団法人日本栄養治療学会に帰属する。

3 支部学術集会では、他学会や支部会等ですでに発表・報告した内容の二重発表は原則認めない。罰則規定は当面設けないが、注意喚起を行う。

(利益相反)

第12条 筆頭演者の利益相反を、演題登録時と発表時に開示しなければならない。また、演題登録時に筆頭演者に利益相反がある場合は、会長に通知する必要がある。

(報告)

第13条 会長は収支報告書、会計書類(各種領収書)を作成し、支部長と会計係に提出する。開催3か月以内に支部長と会計係は収支報告書、会計書類(各種領収書)を確認し、学会本部に提出する。監査は支部統括委員会が行う。

2 謝金や人件費など支払った場合は、支払い月末までに学会本部に源泉徴収税支払いに必要な情報を連絡

しなければならない。なお、支部学術集会運営事務局側で手続きを行う場合には速やかに手続き方針について学会本部へ報告する。

(細則の変更)

第 14 条 この細則は、理事会の議により変更できる。

附則

1. 本細則は 2020 年 3 月 27 日に制定、直ちに施行する。
2. 本細則は、2023 年 5 月 8 日に改訂、本法人の「日本栄養治療学会」への名称変更に係る定款変更が施行されることを条件として、当該定款変更の施行日より施行する。